

茶業振興費徴収規程

(総 則)

第1条 茶業振興費（以下「振興費」という。）は、茶業者が負担し、静岡県茶業会議所（以下「会議所」という。）及び会員（静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県茶商工業協同組合）の行なう事業（生産改善事業、消費宣伝事業、手揉製茶対策事業など）並びに会議所の必要な経費にあてるものとする。

(振興費の構成)

第2条 振興費の構成は、生産割と宣伝割の2本立てとする。

(振興費の徴収)

第3条 振興費の徴収方法は従価制とし、会員および会議所が徴収する。

(振興費の負担)

第4条 振興費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 宣伝割は生産（売り手）、商工（買い手）5：5の負担とする。
- (2) 生産割は生産者の負担とする。

(賦課基準)

第5条 振興費の賦課基準については次のとおりとする。

- (1) 宣伝割は粉引き後の荒茶取引額に対し、
売り手0.18% 買い手0.18% 計0.36% とする。
- (2) 生産割は、粉引き後の荒茶取引額に対し、
売り手0.1%とする。

(県外移入茶について)

第6条 県外移入茶については、県内茶に準じ茶業振興費（宣伝割）の徴収対象とする。
売り手0.18% 買い手0.18% 計0.36% とする。

(徴収及び納付の手続き)

第7条 振興費の徴収手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 会員が徴収した振興費は、会議所が別に定める期日に納付するものとする。
- (2) 会員以外（静岡茶市場など）で徴収した振興費は、当該者と会議所が協議のうえ定める日に納付するものとする。

(県内茶)

- ①農協共販〔㈱静岡茶市場が取り扱ったものは除く〕されたものは経済連および経済連の会員である農協が徴収する。
- ②㈱静岡茶市場が取り扱ったものは、茶業会議所が徴収を委託する㈱静岡茶市場が徴収する。
- ③茶商が個人や農協共販に入っていない茶農協、農業生産法人等から直接購入したもの（斡旋商が介在するものを含む）は、茶商が徴収する。
- ④茶商が自園自製自販業者、茶農協、農業生産法人等から仕上茶を、直接購入したもの（斡旋商が介在するものを含む）は、茶商が徴収する。
- ⑤自園自製自販業者、茶農協、農業生産法人等が仕上茶を消費者や県外茶商に直接販売したものは、茶業会議所が徴収する。

(県外茶)

- ① ㈱静岡茶市場が取り扱ったものは、茶業会議所が徴収を委託する㈱静岡茶市場が徴収する。
- ② 茶商が斡旋商や他県の斡旋所から購入したものは茶商が徴収する。

(員外茶商の取引)

第8条

- ①茶業会議所及び会員は、員外茶商に茶業振興費の趣旨を十分説明して、買い手の宣伝割 0.18%負担の協力をお願いする。
- ②上記の協力が得られない場合でも、経済連、農協、㈱静岡茶市場は売り手負担の生産割 0.10%、宣伝割 0.18%、合計 0.28%を預かり、茶業会議所に納入する。

(施行規程)

この規程の実施に関し、必要な事項は細則で別に定める。

附 則

1. この規程は、平成10年4月1日より施行。
2. 平成14年4月1日より改正。
3. 平成15年4月1日より改正。
4. 平成19年4月1日より改正。
5. 平成21年4月1日より改正。